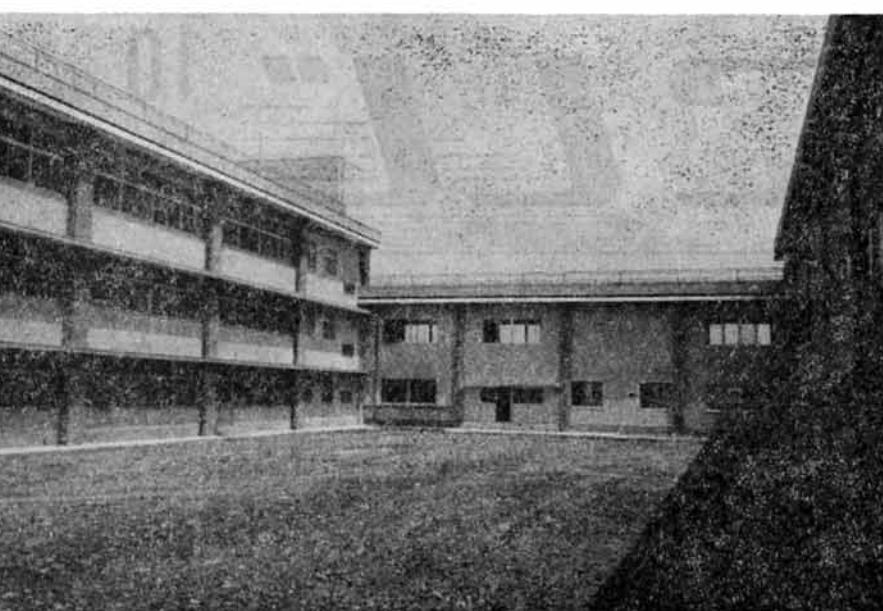


越路小学校の実質統合

昨年四月一日に名目統合をし、新発足をした越路小学校は、新校舎の完成によって旧校舎に名残りを惜しみながらも希望に燃えて、九月一日より新校舎に実質統合をし、授業を始めました。



中庭より左側が管理棟



通学問題はスクールバスと越後交通バス

児童数六六三人、一九学級で町内一大規模校となり、教職員、児童も元気で第二学期の学習に励んでいます。秋空の下にみられました。待望の体育館は明年の夏まで持ち越されるが、大食堂での米飯給食は十月一日から実施されました。

通学問題であります。来迎寺方面は越後交通の委託バスで低学年(一、二年)は通学。中野島方面は普通定期バスで石津方面は町営スクールバスで全年通学。他は全員徒歩通学といふことで一応詰解を得られましたが、学校経営上、教育上いろいろ問題が発生しました。

点がありますので、今後も分検討しながら改善してゆくことになりました。また通学上の交通事故防止については、関係機関の方々をはじめ、PTAの御協力により、一人の犠牲者も出さないよう十分気配つております。

余暇と



長寿おめでとうございます



山本ヨシさん



浅井セイさん

幾度かの戦争や災害を乗り越え、長い間の社会の変遷を体験されて高令を迎える人々に今年も敬老の日、県と町から長寿敬祝の品々が贈られました。今年九月十五日現在満九十歳の人に、県から「寿」の文字染め抜きの座布団を、また同じく七十五歳以上の人々に県から祝菓を、七十歳以上の人々には町からのお祝いの品でした。

長岡税務署より

問 父が死亡し、母と子供4人で相続することになりますが、どんな計算になるのでしょうか？

答 相続税は亡くなった人の財産の評価を合計し債務や葬式費用を差引いた正味遺産総額が、次の控除額を超える場合に課税されることになります。

1. 基礎控除額
400万円と相続人1人当たり80万円

2. 配偶者控除
婚姻期間が15年を超える配偶者の場合15年を超える1年について20万円の割合で計算し、最高200万円となっています。

(計算例) 正味遺産総額 1500万円
基礎控除額
400万円 + (80万円 × 5人) = 800万円
配偶者控除 結婚期間が23年の場合
(23年 - 15年) × 20万円 = 160万円

課税対象となる価額
1500 - (800万+160万) = 540万円

問 相続の場合、遺産の評価はどのようにするのですか？また、相続税の申告期限についてお知らせ下さい。

答 1. 遺産の評価は原則として相続のときの時価によることになっています。現金で預金ならば、そのもののズバリの額ですが、土地や建物などは、一定の評価方法によって計算した価格によることになっています。(くわしいことは、税務署資産担当にお尋ね下さい。)

2. 相続税の申告は、正味遺産総額が基礎控除額をこえる場合に、亡くなった日の翌日から6ヶ月以内に、亡くなった人の住所地を所轄する税務署へ申告しなければなりません。

まちがいやすい印紙税

印紙税の納税についてまちがいの多かつたものに、次のような例がありますので、収入印紙をはって下さい。

(1) 営業に関する受取書(記載金額が1万円以上税額は、20円)

請求書に受取書と書いたり、名刺の裏などに「領收済」と書いたりした、いわゆる仮領收書に印紙のはつてないもの。

(2) 不動産の譲渡に関する契約書(記載金額1万円以上、税額は記載金額によって異なる)

土地の売買などで売買契約書を作成したときに、この売買証書に印紙のはつてないもの。

(3) 請負に関する契約書(記載金額1万円以上、税額は記載金額で異なる。)

イ 建物の修理模様替工事や機械物品の修理加工についての契約書に印紙のはつてないもの。

ロ 工事の注文請書など契約した者の一方だけが作成する契約書に収入印紙のはつてないもの。

△ 委任状
会社、組合などの総会のため使用する委任状に印紙のはつてないもの。

△ 誤って余分に印紙をはつたり、印紙をはらなくともよい文書に印紙をはつたりしたときは税務署長の確認を受けて税金を返してもらうことができます。

△ 印紙税について疑問または手続きなどで、わからないうちがいましたら税務署、税課にお問合せ下さい。

農業者の転職相談に応じます

総合農改の進展とあいまつて離農転職者または出稼労働者が増加されることは予想されることに対処してこれらの出稼を計るため職業安定所の出

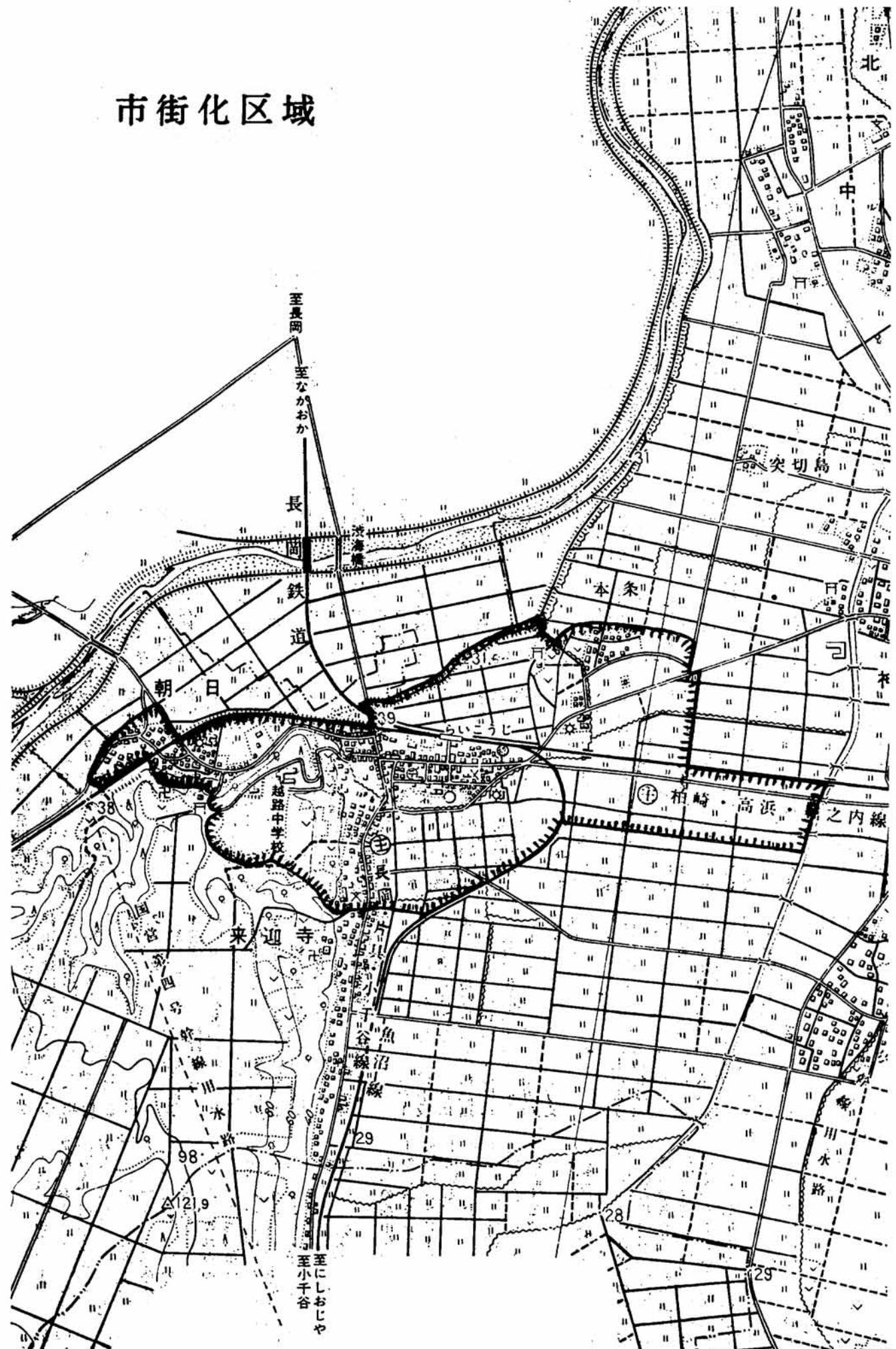
農業者の転職相談に応じます

浦塙野山馬場謙司

出稼される皆さんへ

稻刈も終り、一息つくひまもなく家族と別れて出稼され皆様ほんとうにご苦労様

市街化区域



「たばこは町内で買いましょ

開発行為や建築物の新築には各種の規制が及びます

この決定により越路町の都市計画区域内の「整備、開発並びに保全」の色分けが定められたわけですが、今後町ではこの方針により面的開発である用途区域の指定、線的開発の街路、下水路その外公園、緑地などの都市施設の決まりました。

用に供する目的で行う土地の造成）を行う場合、農家や畜舎など農業用施設、附属建築物、又は公共施設を建築する目的のものは知事の許可は不要ですが、次の建築物を建築する以外の開発行為は認められません。

①住民の日常生活に必要な店舗又は営業建物。

建築規制は都市計画法と建築基準法が同時に適用されますが、市街化区域、市街化調整区域の両区域共すべて、二平方米以上の建築物の新築、増築、改築の場合「確認申請が必要です。」
(→市街化調整区域では
①農家、農業用施設、附属建築物、公共建物、仮設建築物などの外、開発許可を受けた目的の建築物以外は知事の許可がなければ新築してはならず、または改築し又は用途を変更して、前記の建築物以外の建築物とすることができません。
②既存の建築物の附属。十
平方米以内の用途の変更又は
改築。日常生活のため必要な

■開発行為の経過措置
市街化調整区域が決定さ
ますと開発行為については禁
記のとおりの規制がなされる
わけですが、法律では経過措
置として決定の日から六ヶ月
以内に「既存の権利届」により、
自分の住宅や自分の業務
のために土地や借地権を持っ
ていた者で五年以内にその日
的で行う開発行為については
許可されます。この「既存の
権利届」の用紙は役場土木課
に備えてあります。

おきた交通事故は前年に比べ、件数、死傷者共に三十九セント近く増加しています。特に幼稚、学童の事故がめでたつて増加しています。また皆さんもご存知と思いますが八月二十日より施行された道路交通法の一部改正により飲酒運転に関することが厳しくなっております。このような観点から皆さんの家庭において、飲酒運転、子供や老人の事故防止のために次のことを話し合ったり、約役場土木課や農業委員会、長

越路町地内の交通事故発生状況							
年	区分 件数	件数 内訳		人身事故内訳		死者	負傷者
		物損 事故	人身事 故内訳	死 者	負 傷 者		
44 年 (1年間)	38			1	27		
45 年 (1月～ 8月)	44	24	20	0	24		

線引き決定

②市街化調整区域内にある鉱物、観光資源を利用するセメント、かわら工場、観光ホテル、旅館。

③既に建築されている工場の事業と関係の深い事業のための建築物。

店舗、加工場、修理場で五十
平方米以内の建築物の新築
調整区域内に住み自から営む
のについては知事の許可はい
りません。

秋の交通安全運動

秋の交通安全運動

十月六日~十五日

さらに、きょうだいの数が減少し、両親との接触機会が変化しているとともに、家庭内の役割関係が混乱し、子どもが正しい秩序関係や連帯関係を習得することが従前に比して困難になつている。

するおそれを招いている。青少年の身長、体重等の体位の向上に著しいものが、あるが、敏かう性、筋力、柔軟性、持久力等体力は、体位の向上に見合つ発達を示していない。これは、遊び場や社会体育の場が不足していること、テレビ視聴に時間を奪われること、知育重視の育児が行なわれるなど等による運動の不足がその要因となっている。なお、運動の不足は、青少年が集団活動を通じて社会性を協調性を養う機会を少なくしている。

業構造の高度化、生活水準の向上等により、今後も教育人口はいよいよ増加し、また、教育を受けた者は、社会の進歩に即応しつつ、専門的知識および社会的教養を高めることを願い、さらにつてその子弟に高度の教育を受けさせることを希望するので、学校教育への要請はいっそう高まるものと思われる。したがつて、学校制度および教育内容についての基本的な検討が必要となつてゐる。

また、学校教育修了後も、社会の各領域において、一生を通じて自己を啓発し、学習を継続することは、個

◇職場における
問題点

新しく開発された住宅地帶等では、生徒数の増加と学校数、教室数の増加が必ずしも対応せず、仮設校舎、過密教室などの望ましくない条件のもとで教育が行なわれ、また、教師と児童・生徒との人格的ふれあいが不足しがちとなっている。また、市街地の拡大や再編成は、自然環境を変え、あるいは自然環境を遠ざけるから、都市の児童・生徒は自然と接触する機会が少なくなっている。

(2) また、学歴偏重的な考え方や制度がなお根強く残されており、その現実に直面して勤労青少年は挫折感をもちやすい。

技術革新の進行に伴い、各種の産業において作業形態が質的に変化し、新旧職種の出現や消滅、職務内容の複雑化や単純化が発生している。機械化、自動化の進行は、ややまとすると仕事の無味乾燥なものとし、仕事の喜びを見出す機会を少しくしている。このことが多くの欲求をもつ勤労青少年を成長しつつある人間として受け入れる配慮が必要である。

(4) くことができるよう配慮している企業は少ない。

はじめて都市の生活を経験する勤労青少年にとって、都市の生活環境は、それまでの比較的密接な人間的交流のあつた生活環境とはあまりにもかけ離れており、またきわめて刺激的である。このため、都市の生活になじめず、疎外感や孤独感に悩み、あるいは享楽的、衝動的な生活態度に陥り、このような過程において、離転職を重ね、ついには不良化、非行化をたどる者も少なくない。

とくに白紙の状態ともいるべき乳児期における家庭の役割は重要である。しかるに、最近の家庭においてはいわゆる核家族化、少子家族化が一般的となり、親の育児経験が少ない上に、経験豊富な老親の援助を受ける機会も少なく、近隣社会の援助も得がたいので、若い両親の実践的な育児知識育児方針が不十分となつてゐる。

(3) 就労が一般化し、家庭と職場とが分離して、父親は家庭にいるときは、いよいよつるぎの姿だけを子どもに見せる結果となり子どもが父親の生活を通じて勤労の苦労や喜び、複雑な人間関係社会生活の実情を知る機会が少なくなっている。

著しく減少する。青少年の死因の第一位は不慮の事故であり、しかもその死亡率は先進諸国に比べて高率である。不慮の事故としては、自動車の普及に伴う交通事故の増加が目立つとともに、水死が依然として多発しております。また、幼児期においては、家庭内における事故が過半を占めている。

(2) 人の能力の開發、伸長のために必要であるから、学校教育は、このような生涯にわたる教育の基礎をつくるものでなければならない。学歴偏重の社会的風潮は入学試験のみを目的とする教育の風潮を招き、その結果、教育本来の目的である人間性の形成を大きくはばんでいる。しかも、根強い学校中心の教育觀は、学校教育とともに人間形成の基本的な場である家庭教育や社会教育を軽視しがちにし、学校教育のみが教育であると考える傾向を生んでいる。それだけに、学文教育

(1) 経済の発展に伴う雇用の拡大により、若年労働力の不足はきわめて著しく、このようななすり勢は、青少年の職業選択の機会を広げ、青少年が自己の能力にふさわしい職業を選択する可能性を広げている。一方、安易な職業選択態度による青少年の職場不適応や離転も著しく増加している。したがって、青少年が確固たる職業選択態度を養い、職業生活に対する準備を充実することがとくに緊要となっている。

年の職場不適応の一因ともなっている。
また、技術革新の進行は技能労働の高度化を必要とするので、勤労青少年は、常にその能力を開発し、多様なかつ不斷に変化していく仕事に自らを適応させていくことが要請されている。
多くの勤労青少年が働いている中小零細企業、とくに卸売業、小売業、サービス業等においては、年少者の労働時間や休日について労働基準法の遵守の徹底が困難な状態にあるとみられている。また、企業における労務管理や雇用制度の水

昭和45年10月1日発行

広報こし

いかなる時代においても、未来を開拓していくものは青少年である。そして、青少年がこれ自らを自覚し、希望に満ちてその生活を充実し、國家、社会の発展に積極的に参加できるよう指導・援助すること、政府ならびに国民すべての課題である。

今日のわが国は、急激な都市化の時代を迎え、人口や産業の都市集中、都市地域の拡大と再編成、産業構造の高度化、生活様式の変化など、社会・経済のあらゆる側面において急速な変動がもたらされている。このような都市化のすう勢は、今後もますます進行することが予測され、またこのようないかだを経ながらわが国は、かつて経験したことのない大きな躍進をとげ、国際的役割も増大することが予想される。

このような変化に富み、飛

躍的な未来をきくには、可能性に満ち、活力にあふれた青少年である。したがって、青少年自身が、あすの日本をきずくにふさわしく、積極的に心身を鍛錬し、不屈の意志をつちかい、創造力を養い、国際的視野を広める等自らさんに励むとともに、豊かな個性と協調性を身につけることが期待される。

もとより、現在の都市化の過程において、多くの青少年がこの変化によく適応しつつ健全な発達をとげ、わが国の発展の一翼をにないつつあることはいうまでもないが急速な都市化の進展は、また、多くのひずみや不均衡をもたらし、青少年に望ましくない影響を及ぼしていることもないがない。

したがって、今日の都市化の進展が青少年に及ぼす問題点が検討されるとともに、さ

産業構造の高度化　この間　急速に経
成長が進み、国民総生産は
一〇・四%の増加を続けて
る。この急速な経済成長
、第二次産業および第三次
産業のめざましい発展にささ
られるものである。
就職者についても、第一次
産業從事者の減少、第二次產
業、第三次産業從事者の増加
みられる。このことは、ま
、家族從業者から雇用労働
へと從業上の地位の変動を
いた、勤労青少年について
、県庁所在地その他の都市
への人口の集中が著しく、
た、その他の地域において
、都市を中心とする三大都市
向っての人口移動が著し
い。このような人口移動の主
をするのは、就職、進学等
による移動の機会が多い青少
層である。

都市への人口と産業の集中は、必然的に市街地域の拡大や再編成を伴い、このため、自然環境がそこなわれ、緑と太陽が奪われつつある。

さらに、都市地域においては、住居でも職場でもない、いわゆる第三の空間が量的にも拡大し、また、質的にも発達している。ここにおいては、個人がその社会的地位や身分から解放された匿名の立場で行動し、そのことが都市生活の魅力の一つとなつているがその反面、社会連帯意識を稀薄にし、秩序や責任を軽視する傾向を助長している。

さらに、マス・コミュニケーションの普及、交通通信手段の発達がめざましく、これにより大都市の生活様式は急速に全国各地に住む人々の間に広がり、文化的な影響を及ぼし、人々のものの考え方の変化が急速に大量に浸透する。一方で、人々の文化が急速に進歩し、人々のもの考え方の変化が急速に大量に浸透する。一方で、人々の文化が急速に進歩し、人々のもの考え方の変化が急速に大量に浸透する。

近年の都市化の進展は、前述のとおり青少年およびその環境にさまざまな影響を及ぼしている。以下、青少年の生活の場としての家庭、学校、職場、その他の社会環境における問題点を検討する。

青少年問題

内閣総理大臣の諮問機関で青少年の指導、育成、保護および矯正に関する基本的かつ総合的な策策に関する事項を調査審議する青少年問題審議会を設け、紹介いたします。

青少年対策

さらに長期的展望に立って、青少年の健全な成長のために必要な施策が樹立されなければならぬ。

は、名のハ五%が雇用労働者となつてゐる。また、職業の種類も複雑となり、多種多様の職種が生み出され、より高度の知識や技能を身につけた職業人への需要が高まつてゐる。

経済的には、家計収入は年々着実な上昇を続け、これに伴い実質消費も増加傾向を示す。また、都市市地城においては、いわゆる核家族が一般的となり、出生率の低下とあいまって、世帯規模の縮少をもたらし、また、家庭の養育機能の変化がみられる。

また、昭和六十年の就業構造は、およそ第一次産業五〇〇万人、第二次産業三二〇〇万人と二四〇〇万人、第三次産業二六〇〇万人と二七〇〇万人となり、第二次産業、第一次産業の比重はいっそう高まるであろう。



赤い羽根
共同募金運動のお願い

本年度もまた穏やかな秋を迎え、国民たすけあつてみんながしあわせに! 本年度もまた穏やかな秋を迎え、国民たすけあつてみんながしあわせに! 本年度もまた穏やかな秋を迎え、国民たすけあつてみんながしあわせに!

1. わたきり老人のための貸付特殊ベット購入や
2. 特別な心身障害者の援助
3. 在宅住民の幸運を高めるその他の事業などです。
どうかご協力をお願いします。

納めた年数	定額だけの場合	加算年金の場合
二五年	九六〇〇〇円	一五〇〇〇円
三〇年	一一五・二〇〇	一八〇・〇〇〇
四〇年	一五三・六〇〇	二四〇・〇〇〇

毎月の定額保険料の四五〇

「しくみ」

（1）

（2）

（3）

（4）

（5）

（6）

（7）

（8）

（9）

（10）

（11）

（12）

（13）

（14）

（15）

（16）

（17）

（18）

（19）

（20）

（21）

（22）

（23）

（24）

（25）

（26）

（27）

（28）

（29）

（30）

（31）

（32）

（33）

（34）

（35）

（36）

（37）

（38）

（39）

（40）

（41）

（42）

（43）

（44）

（45）

（46）

（47）

（48）

（49）

（50）

（51）

（52）

（53）

（54）

（55）

（56）

（57）

（58）

（59）

（60）

（61）

（62）

（63）

（64）

（65）

（66）

（67）

（68）

（69）

（70）

（71）

（72）

（73）

（74）

（75）

（76）

（77）

（78）

（79）

（80）

（81）

（82）

（83）

（84）

（85）

（86）

（87）

（88）

（89）

（90）

（91）

（92）

（93）

（94）

（95）

（96）

（97）

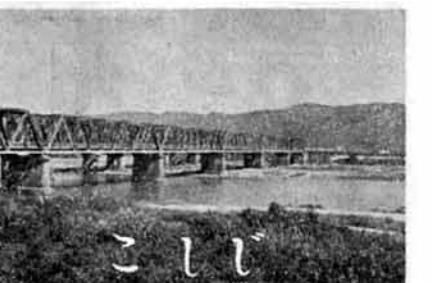
（98）

（99）

（100）

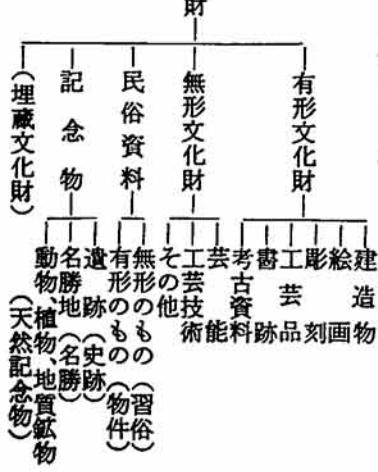
文化財について

文化財探訪 (1)



この欄は、みな様からの寄稿などにより紙面を作つてゆきたいと思います。意見や、話題、俳句川柳などなんでもよろしいですので、係までどしどし原稿をお寄せください。なお意見や話題は四百字詰め原稿用紙三枚以内に願います。

文化財の分類



国民年金に 加算年金制度

十月から国民年金の中に「加算年金」制度がとり入れられます。この制度は、今までより余分に保険料を納めてその分だけ多くの年金をうけたいという希望者が多いことから、昨年の国民年金法の改正によって新らしく設けられたものでいわゆる所得比例制です。

十月から国民年金の中に「加算年金」制度がとり入れられます。この制度は、今までより余分に保険料を納めてその分だけ多くの年金をうけたいという希望者が多いことから、昨年の国民年金法の改正によって新らしく設けられたものでいわゆる所得比例制です。

（1）

（2）

（3）

（4）

（5）

（6）

（7）

（8）

（9）

（10）

（11）

（12）

（13）

（14）

（15）

（16）

（17）

（18）

（19）

（20）

（21）

（22）

（23）

（24）

（25）

（26）

（27）

（28）

（29）

（30）

（31）

（32）

（33）

（34）

（35）

（36）

（37）

（38）

（39）

（40）

（41）

（42）

（43）

（44）

（45）

（46）

（47）

（48）

（49）

（50）

（51）

（52）

（53）

（54）

（55）

（56）

（57）

（58）

（59）

（60）

（61）

（62）

（63）